

意見書案第 2 号

ブラッドパッチ療法の保険適用等脳脊髄液減少症対策の推進を求める意見書

脳脊髄液の減少等により、頭痛やめまい、全身倦怠感などの症状が起こるとされる脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷などとの関連が指摘される一方で異論もあることから、症状を訴えても脳脊髄液減少症と認められず、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されることもあり、患者とその家族は計り知れない苦痛と苦労を経験してきた。

こうした中、厚生労働省研究班は、平成 23 年に「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」の報告書に、脳脊髄液の漏出について交通事故を含む外傷が契機になるのは決して稀ではないと明記して、これまでの医学界の常識を覆すとともに、脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準を定めた。

また、昨年 5 月には、治療法として有用性が認められつつも保険適用外であったいわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成 26 年度の保険適用を目指し、7 月から国の施設基準を満たす医療機関において症例データの収集が開始されている。

さらに、研究班による脳脊髄液漏出症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約 8 割は、脳脊髄液漏出症の診断基準には該当しないとされているため、この周辺病態の解明にも大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を迅速に定め、平成 26 年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」を今後も継続し、診療ガイドラインの早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者とその家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する先進医療に関して国の施設基準を満たす医療機関が各都道府県に最低 1 箇所は置かれるよう、その設置を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣